

# 登録適合性確認機関の概要 及び 業務説明

【ホームページ公開版】

2023年04月05日  
一般財団法人 日本海事協会

### <注意事項>

- この資料は、「登録適合性確認機関」に係るClassNKの方針・考え方を速報としてお知らせすることを意図して作成・公開しております。
- この資料の内容は随時更新されますので、ご覧になる際はClassNKホームページで公開されている最新版となっているかご確認ください。

### <変更履歴>

Ver.	公開日	改訂箇所
RD2301_20230405	2023年04月05日	新規作成・公開

## 目次

1. 「登録適合性確認機関」制度の概要
2. 「登録適合性確認機関」としてのClassNKの方針
3. 「登録適合性確認機関」の業務規程概要
4. 洋上風力発電所の場合の取り扱い
5. よくあるご質問（FAQ）

# 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

# 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

## 1. 電気事業法の改正【公布：令和4年6月22日 / 施行：令和5年3月20日】

- 風力発電所の工事計画届出の事前確認として「登録適合性確認機関」制度が導入された。

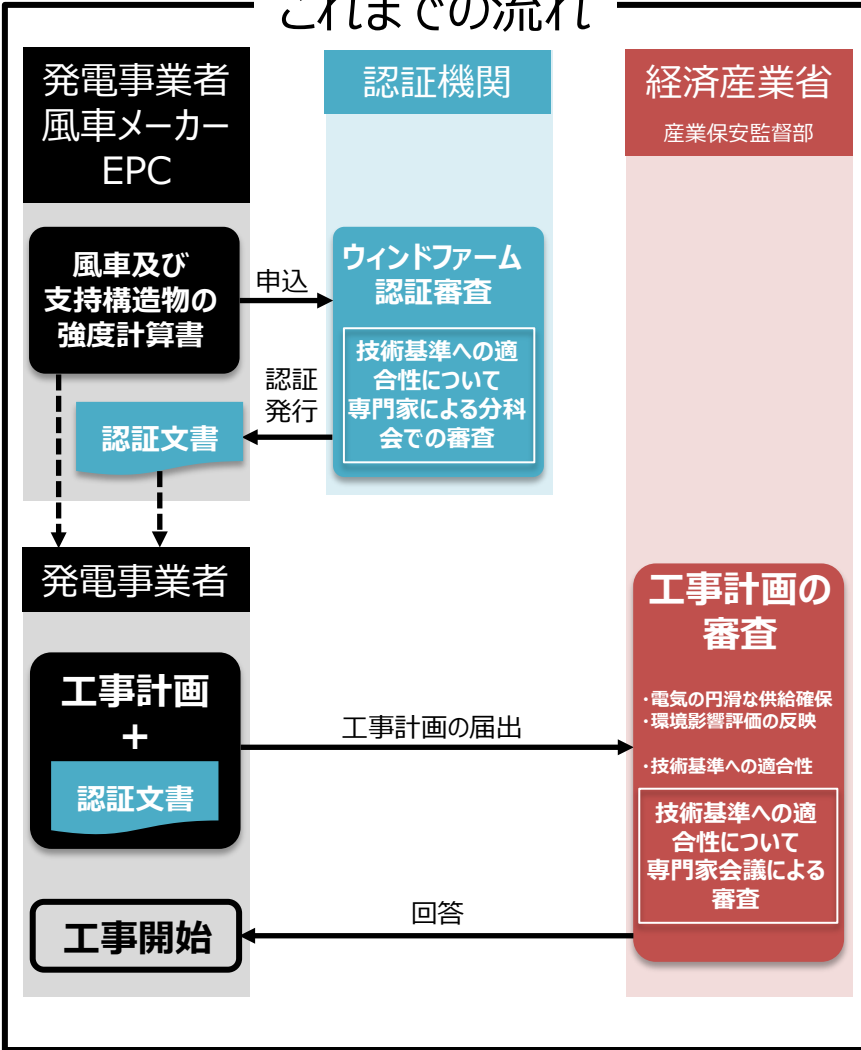
## 2. 「登録適合性確認機関」に係る電気事業法改正の要旨

- 従来は、民間認証（ウィンドファーム認証）の結果を工事計画審査において運用上の取り扱いで活用していたが、これを取り止め、法的に明確に位置付ける形で「登録適合性確認機関」の制度を新設。
- 工事計画の届出が必要となる出力500kW以上の風力発電所については、「登録適合性確認機関」による事前確認を義務付ける。
  - 電気事業法 第四十八条及び第四十八条の二
  - 電気事業法施行規則 第六十六条
- 風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物を「特殊電気工作物」と定義。
  - 電気事業法 第四十八条の二
  - 電気事業法施行規則 第六十七条の二
- 「登録適合性確認機関」は、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する技術基準への適合性確認を行う
  - 電気事業法 第七十一条第二項
  - 電気事業法施行規則 第一百七条

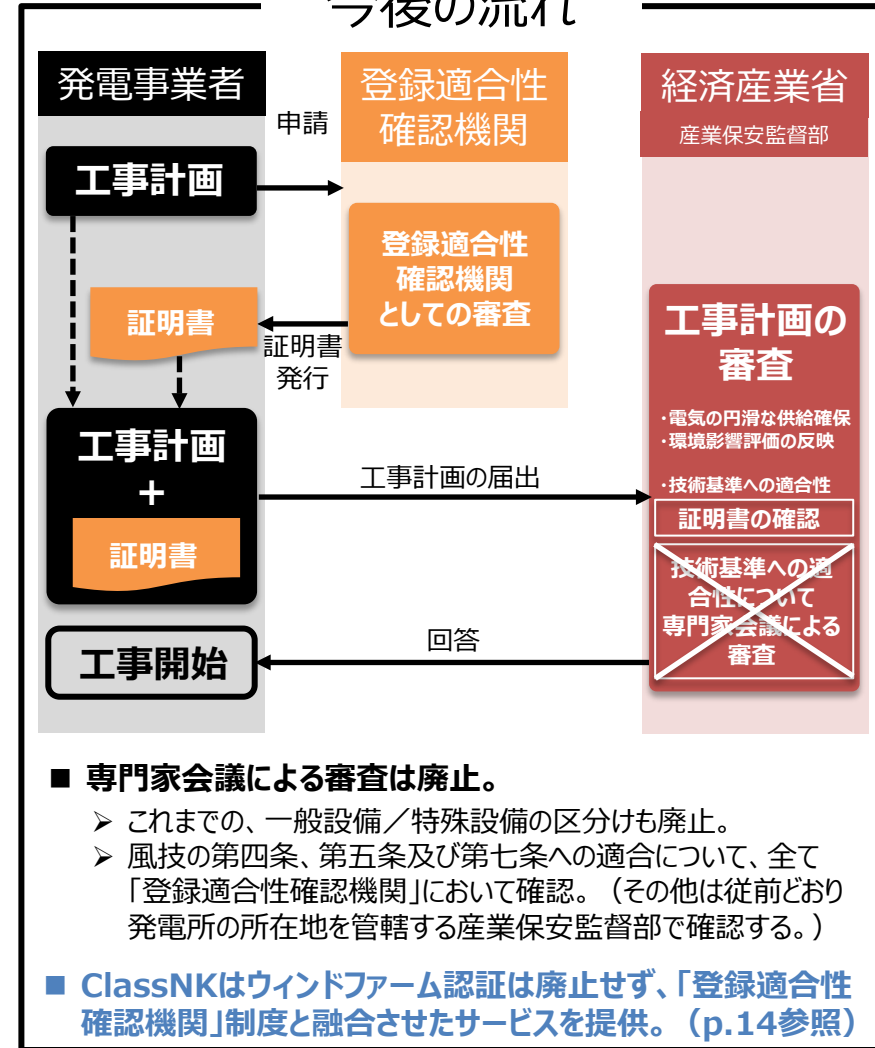
## 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

- 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（風技）の第四条、第五条及び第七条への適合について、「登録適合性確認機関」が事前に審査し、その結果について証明書を発行。
- 国は風技の第四条、第五条及び第七条への適合について、「登録適合性確認機関」が発行した証明書を確認する。

### これまでの流れ



### 今後の流れ



# 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

## 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

※ **赤字**が令和5年3月20日付で改正された部分

- 第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。
  - 3 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
    - 一 前条第三項各号に掲げる要件
    - 二 水力を原動力とする発電用の事業用電気工作物に係るものにあつては、その事業用電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。
  - 4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
  - 5 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、主務大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

### （技術基準の適合性確認）

- 第四十八条の二 事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、前条第一項の規定による届出をする者は、**当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合すること**について、**経済産業大臣の登録を受けた者の確認（以下「適合性確認」という。）を受けなければならない。**
- 2 前項の登録を受けた者は、**特殊電気工作物について適合性確認を行い、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、その旨を記載した証明書を交付することができる。**

### （適合性確認の義務）

- 第七十一条 登録を受けた者（以下「登録適合性確認機関」という。）は、適合性確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならない。
- 2 **登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により適合性確認を行わなければならない。**
  - 3 登録適合性確認機関は、適合性確認を行うときは、第六十九条第一項第二号に規定する者に適合性確認を実施させなければならない。

## 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

※ 赤字が令和5年3月20日付で改正された部分

（工事計画の事前届出）

第六十五条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）
  - 二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第四の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（別表第二の中欄若しくは下欄に掲げるもの、及び事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）
- 2 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更以外の変更とする。

第六十六条 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号、第三号及び第四号の書類を添付することを要しない。

- 一 工事計画書
  - 二 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
  - 三 工事工程表
  - 四 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、法第四十八条の二第二項の証明書（次項第三号において単に「証明書」という。）
  - 五 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 公害の防止に関する工事計画書
  - 二 当該事業用電気工作物の属する別表第五の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
  - 三 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、証明書
  - 四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類
- 3 届出に係る事業用電気工作物の種類に応じて、第一項第一号の工事計画書には別表第三の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を、第二項第一号の公害の防止に関する工事計画書には別表第五の中欄に掲げる事項を、記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（取替え、修理又は廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすく記載しなければならない。
- 4 別表第二の下欄又は別表第四の下欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十八条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号又は第二項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。
- 5 第一項及び第二項の届出書並びに第一項、第二項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通とする。



# 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

## 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

※ 赤字が令和5年3月20日付で改正された部分

### （特殊電気工作物）

第六十七条の二 法第四十八条の二第一項の事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるものは、風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物とする。

### （証明書の交付）

第六十七条の三 法第四十八条の二第二項に規定する証明書の交付は、様式四十九の二の適合性確認証明書によるものとする。

### （適合性確認の方法）

第七十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する技術基準への適合性確認を行う方法とする。

- 一 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。
- 二 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。
- 三 前二号の照査の実施方法が適切であること。

### （業務規程）

第七十条 法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域
  - 三 適合性確認の料金の収納の方法に関する事項
  - 四 適合性確認の料金の算定の方法に関する事項
  - 五 適合性確認の実施の方法に関する事項
  - 六 適合性確認に関する公正の確保に関する事項
  - 七 適合性確認員の選任及び解任に関する事項
  - 八 適合性確認員の配置に関する事項
  - 九 適合性確認の申請書の保存に関する事項
  - 十 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項
- 2 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。
- 3 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

## 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

※ **赤字**が令和5年3月20日付で改正された部分

<工事計画届に添付する書類>

※ 電気事業法施行規則 別表第三より抜粋

- 発電方式に関する説明書
- 風車の構造図及び強度計算書
- 支持物の構造図及び強度計算書
- 雷撃からの風車の保護に関する説明書
- 風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載すること。）

# 1. 「登録適合性確認機関」制度の概要

## 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）

※ 青字が「登録適合性確認機関」が確認する部分

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成二年通商産業省令第二十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

### （適用範囲）

第一条 この省令は、風力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。

2 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。

### （定義）

第二条 この省令において使用する用語は、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）において使用する用語の例による。

### （取扱者以外の者に対する危険防止措置）

第三条 風力発電所を施設するに当たっては、取扱者以外の者に見やすい箇所に風車が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。

### （風車）

第四条 風車は、次の各号により施設しなければならない。

- 一 負荷を遮断したときの最大速度に対し、構造上安全であること。
- 二 風圧に対して構造上安全であること。
- 三 運転中に風車に損傷を与えるような振動がないように施設すること。
- 四 通常想定される最大風速においても取扱者の意図に反して風車が起動することのないように施設すること。
- 五 運転中に他の工作物、植物等に接触しないように施設すること。

### （風車の安全な状態の確保）

第五条 風車は、次の各号の場合に安全かつ自動的に停止するような措置を講じなければならない。

- 一 回転速度が著しく上昇した場合
- 二 風車の制御装置の機能が著しく低下した場合

2 発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。

3 最高部の地表からの高さが二十メートルを超える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合においては、この限りでない。

## 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）

（圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止）

第六条 発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。

- 一 圧油タンク及び空気タンクは、材料及び構造は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なものであること。
- 二 圧油タンク及び空気タンクは、耐食性を有するものであること。
- 三 圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。
- 四 圧油タンクの油圧又は空気タンクの空気圧が低下した場合に圧力を自動的に回復させる機能を有すること。
- 五 異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。

（風車を支持する工作物）

第七条 風車を支持する工作物は、自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造上安全でなければならない。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。

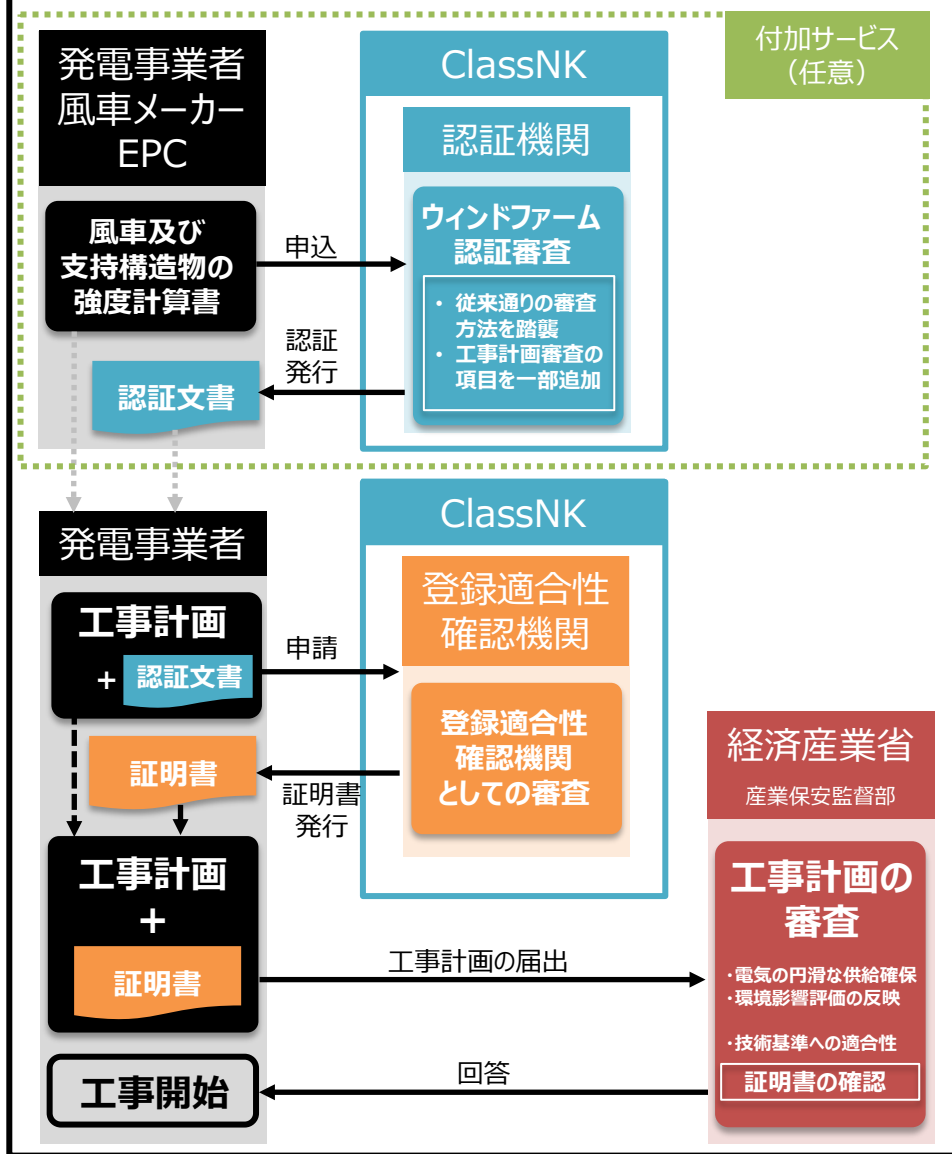
（公害等の防止）

第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第十一項及び第十三項の規定は、風力発電所に設置する発電用風力設備について準用する。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。

## 2. 「登録適合性確認機関」としてのClassNKの方針

### ClassNKにおける今後の流れ



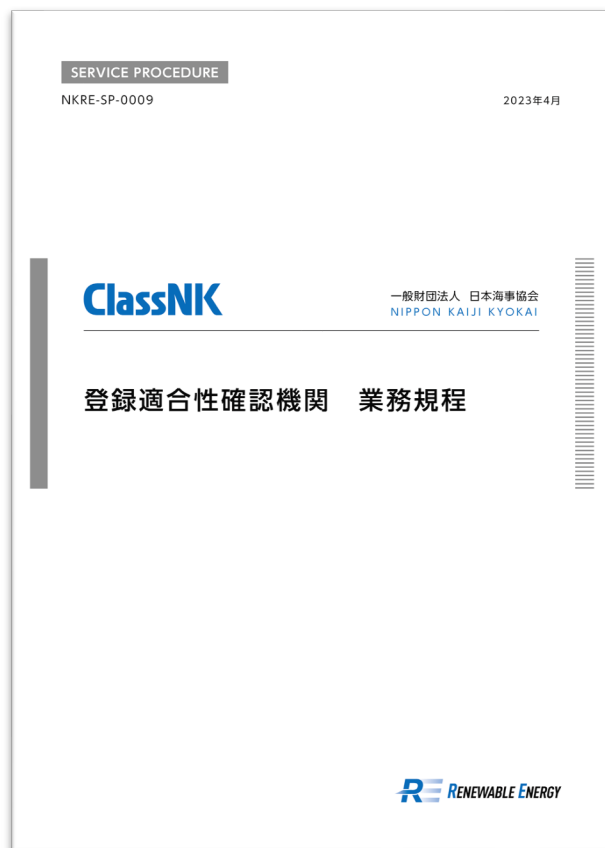
- ClassNKは令和5年3月31日付で経済産業大臣の登録を受けた者として登録された。  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html#onshore](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html#onshore)
- 業務範囲は、陸上／洋上（着床式）／洋上（浮体式）【ClassNKが届け出た業務規程による】
- 令和5年4月5日より「登録適合性確認機関」としての業務を開始。

### 【ClassNKの方針】

- ◆ 従来のウインドファーム認証（WF認証）のスキームは従前のまま残す。
  - 工事計画届出及びその添付資料（電気事業法施行規則 別表第三に規定）の全てが整っていない状態での審査開始を可能とする。
  - 発電事業者だけではなく、風車メーカーやEPCなどの様々なニーズに対応できる体制を維持する。
- ◆ WF認証を取得せず、「登録適合性確認機関」に直接申請することも可能であるが、以下の条件を満足する必要がある。
  - 申請者は発電事業者のみに限定される。
  - 申請時に、工事計画届に添付する添付書類（電気事業法施行規則 別表第三に規定）の全てが整っていること。（日本語以外は不可）

### 3. 「登録適合性確認機関」の業務規程概要

- ClassNKは、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十条第2項に基づき、「登録適合性確認機関」としての業務規程を経済産業大臣に届出。
- 2023年4月5日付で制定した業務規程（NKRE-SP-0009）をホームページで公開。



#### <目次>

1. 適用
  2. 用語の定義
  3. 適合性確認の業務を行う時間及び休日
  4. 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域
  5. 適合性確認の料金の算定及び収納
  6. 適合性確認の実施の方法
  7. 適合性確認に関する公正の確保
  8. 適合性確認員の配置、選任及び解任
  9. 適合性確認に係る文書等の保存
  10. 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知
  11. 雑則
- 附属書 A. 適合性確認の料金の算定  
附属書 B. 適合性確認の申請用図書  
附属書 C. 適合性確認の審査方法  
附属書 D. 適合性確認に係る業務約款



#### 5.1 適合性確認の料金の算定

【NKRE-SP-0009の抜粋】

- 1. 適合性確認の業務に関する手数料は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて附属書A.1に定める。
- 2. 前-1. に関わらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合、適合性確認の業務に関する手数料は附属書A.2に定める。

#### □ WF認証を取得せず、「登録適合性確認機関」による確認を直接申請する場合

→ NKRE-SP-0009 附属書A.1に手数料を規定。

#### □ WF認証を取得し、その結果を以って「登録適合性確認機関」による確認を申請する場合

→ NKRE-SP-0009 附属書A.2に手数料を規定。

【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6. 適合性確認の実施の方法

##### 6.1 適合性確認の申請

- 1. 申請者は、適合性確認申請書（様式：RCAB-01-01）及び別途規定する申請用図書を提出するものとする。なお、これらの申請書および申請用図書は、全て和文で作成され、かつ電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるデータ（例：PDF）で提出する。
- 2. 申請書及び申請用図書は、原則としてNK-PASSを利用して提出するものとし、本会が適当と認める場合は、電子メールもしくは申請者が別途用意するサーバーを経由しても差し支えない。
- 3. 前-1. にかかわらず、申請者は、申請に先立ち、申請を予定する特殊電気工作物に係る資料等を用い、本会に事前相談することができる。事前相談を受けた場合、申請者の求めに応じて、本会は申請書（案）の内容の確認を行い、加えて5.1に規定する適合性確認の料金に係る見積書の案を申請者に提示する。

□ 適合性確認申請書（様式：RCAB-01-01）及び申請用図書（6.2項に規定）はPDF形式のファイルをNK-PASSによって提出してください。印刷物の提出は不要です。

□ 申請前に、事前相談をすることができます。その際に、ClassNKは申請書のドラフトの確認を行い、加えて手数料の見積書（案）を提示します。

→ 現時点では特に相談方法は規定していませんので、個別にお問合せください。

→ 今後の運用実績を踏まえて、必要に応じて相談方法等について詳細を規定する可能性があります。

【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6.2 適合性確認の申請用図書

- 1. 適合性確認の申請用図書は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて附属書B.1及びB.2に定める。
- 2. 前-1. に関わらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認の申請用図書は附属書B.1及びB.3の内容としてよい。

□ WF認証を事前に取得しているか否かに応じて、申請用図書を規定します。

- WF認証を取得せず、「登録適合性確認機関」による確認を直接申請する場合は、NKRE-SP-0009附属書B.1及び附属書B.2に記載の資料を申請用図書として提出ください。
  - 附属書B.1：工事計画届の添付書類
  - 附属書B.2：WF認証の審査において必要になる図面・資料の全て
- WF認証を取得し、その結果を以って「登録適合性確認機関」による確認を申請する場合は、NKRE-SP-0009附属書B.1及び附属書B.3に記載の資料を申請用図書として提出ください。
  - 附属書B.1：工事計画届の添付書類
  - 附属書B.3：WF認証で発行される認証文書一式

【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6.3 適合性確認申請の受理及び契約

- 1. 本会は、6.1-1.の申請があったとき、次に掲げる事項について不備がないことを確認する。
  - (1) 申請のあった特殊電気工作物が法第48条の2及び規則第67条の2で定める特殊電気工作物に該当すること。
  - (2) 申請用図書に形式上の不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (3) 申請内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2. 本会は、前-1.の規定において申請用図書に不備を認めた場合は、その補正を申請者に求める。
- 3. 本会は、前-2.の規定において相当期間を定めて補正を求めたが、当該期間内に補正されない場合、もしくは補正の余地のない場合は受理できない理由を説明し、申請用図書を申請者に返却する。
- 4. 前-1.において不備等がないことを確認できた場合または前-2.において補正された場合には、本会は、申請書に受理印を押印したものを承諾書として申請者に交付する。この場合、申請者は附属書Dに定める適合性確認に係る業務約款を了解し、本会との間で契約を締結したもとする。
- 5. 申請者が、正当な理由なく適合性確認に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は前-4.の契約を解除することができる。この場合、申請者にその理由を説明し、交付した証明書を無効とする。

- 適合性確認の申請は、申請用図書の内容に不備がないことが確認された場合に受理します。
- 適合性確認の申請書が受理されたことを以って契約締結となります。（別途契約書は締結しません。）
  - NKRE-SP-0009 附属書Dに業務約款を規定。
- 申請書の受理日がNKRE-SP-0009の6.8項に規定する標準処理期間の起点となります。

【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6.4 適合性確認の実施方法

- 1. 本会は、適合性確認の申請を受理したのち速やかに適合性確認員2名以上に審査を実施させる。
- 2. 規則第107条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する主な基準、規格、指針等は、次に掲げるとおり。(以下、省略)
- 3. 適合性確認員は、規則第107条に定められる適合性確認を適切に実施するため、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて本規程の附属書Cに定める方法により審査を行う。
- 4. 前-3. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、次に定める方法により審査を行う。
  - (1) 申請用図書のうち、工事計画書に添付する特殊電気工作物に係る図書が、ウィンドファーム認証に係る認証文書に記載の審査対象図書の内容と相違ないことを確認する。
  - (2) ウィンドファーム認証の認証文書に、技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定を満足していることが過不足なく記載されていることを確認する。
  - (3) 審査を行うに際し、申請用図書の記載事項に疑義があり、提出された申請用図書のみでは評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行う。
  - (4) 特殊電気工作物の設置場所が洋上（着床式）風力発電所もしくは洋上（浮体式）風力発電所の場合は、申請者からの求めがあれば、港湾法に基づく適合性確認を行う登録確認機関である一般財団法人沿岸技術研究センターとの合同審査の開催要否を検討する。

- WF認証を取得せず、「登録適合性確認機関」による確認を直接申請する場合は、附属書Cに規定する審査を実施します。(WF認証での審査と同等の内容)
  - 洋上風力発電所の場合、一般財団法人沿岸技術研究センターとの合同審査を実施。
- WF認証を取得し、その結果を以って「登録適合性確認機関」による確認を申請する場合は、WF認証の結果が問題ないことのみを確認します。

#### 6.5 証明書の交付等

【NKRE-SP-0009の抜粋】

-1. 本会は、6.4による適合性確認の結果、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第48条の2の規定に基づき、申請者に証明書を交付する。

□ 技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定の全てに適合していることが確認された場合は、証明書を発行します。（条件付きでの証明書の発行はありません。）

- 申請図書に型式認証書（RNAに対するもので可）が含まれていない場合は、原則として申請を受理しません。
  - 例えば、洋上浮体式に係る国の実証事業などの場合は、従前の取り扱いを踏襲し、個別に判断します。（NKRE-SP-0009 附属書B.1-3.）
- 暴風待機時の運転制御（バックアップ電源を設計で考慮）や、タワーの製造評価などについて、WF認証で追加対応が求められている場合でも、「登録適合性確認機関」としての証明書に条件が付されることはありません。
  - ClassNKがWF認証の認証機関として、追加対応に係る確認を行います。
  - 仮に、WF認証で求められている追加対応に適切に対処されない場合、当該WF認証が無効になります。この場合、「登録適合性確認機関」としての証明書の発行の根拠が失われるという結果になりますので、ご注意ください。



【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6.8 適合性確認に係る標準処理期間

-1. 適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも6.3-4. に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。

発電所種別	標準処理期間
陸上風力発電所	4か月
洋上（着床式）風力発電所	12か月
洋上（浮体式）風力発電所	12か月

-2. 前-1. に記載の標準処理期間については、次に掲げる条件を満足することを前提としており、これらの条件から逸脱する場合には、前-1. に記載の標準処理期間は適用されない。

- (1) 申請者は、本会から提出された申請用図書の内容について説明を求められたときは、これに応じること。
- (2) 提出された申請用図書の内容を精査した結果、本会が提出された書類のみでは適合性確認に係る業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加図書の提出を請求した場合、申請者は本会との間で合意のうえ定めた期日までに追加図書を本会に提出すること。
- (3) 本会が審査中に技術基準に照らして提出された申請用図書に関する是正事項を指摘した場合、申請者は本会との間で合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとること。また、本会が指摘する是正事項により、申請内容が大幅に変更されないこと。
- (4) 申請者の都合により、申請内容が大幅に変更されないこと。
- (5) 申請者が提出する申請用図書に虚偽の記載がないこと。
- (6) 本会の業務期間中に、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力が発生しないこと。

- 標準処理期間は、6.8-2.に規定する前提条件を満足する場合にのみ有効であることにご留意ください。（設計変更が行われた場合は、条件から逸脱します。）

【NKRE-SP-0009の抜粋】

#### 6.8 適合性確認に係る標準処理期間

-3. 前-1. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも6.3-4. に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。

発電所種別	標準処理期間
陸上風力発電所	1か月
洋上（着床式）風力発電所	1か月
洋上（浮体式）風力発電所	1か月

- WF認証を取得し、その結果を以って「登録適合性確認機関」による確認を申請する場合は、6.4-4. に規定する内容のみを実施するため、標準処理期間は1か月となります。

→ ClassNKは、WF認証の段階で「登録適合性確認機関」としての要求事項を踏まえた審査を実施します。

→ これを踏まえて、陸上風力発電所に対するガイドラインである、NKRE-GL-WFC01を2023年3月31日付で改訂版を発行しました。（洋上風力発電所の場合は、当面個別の案件で対応します。）



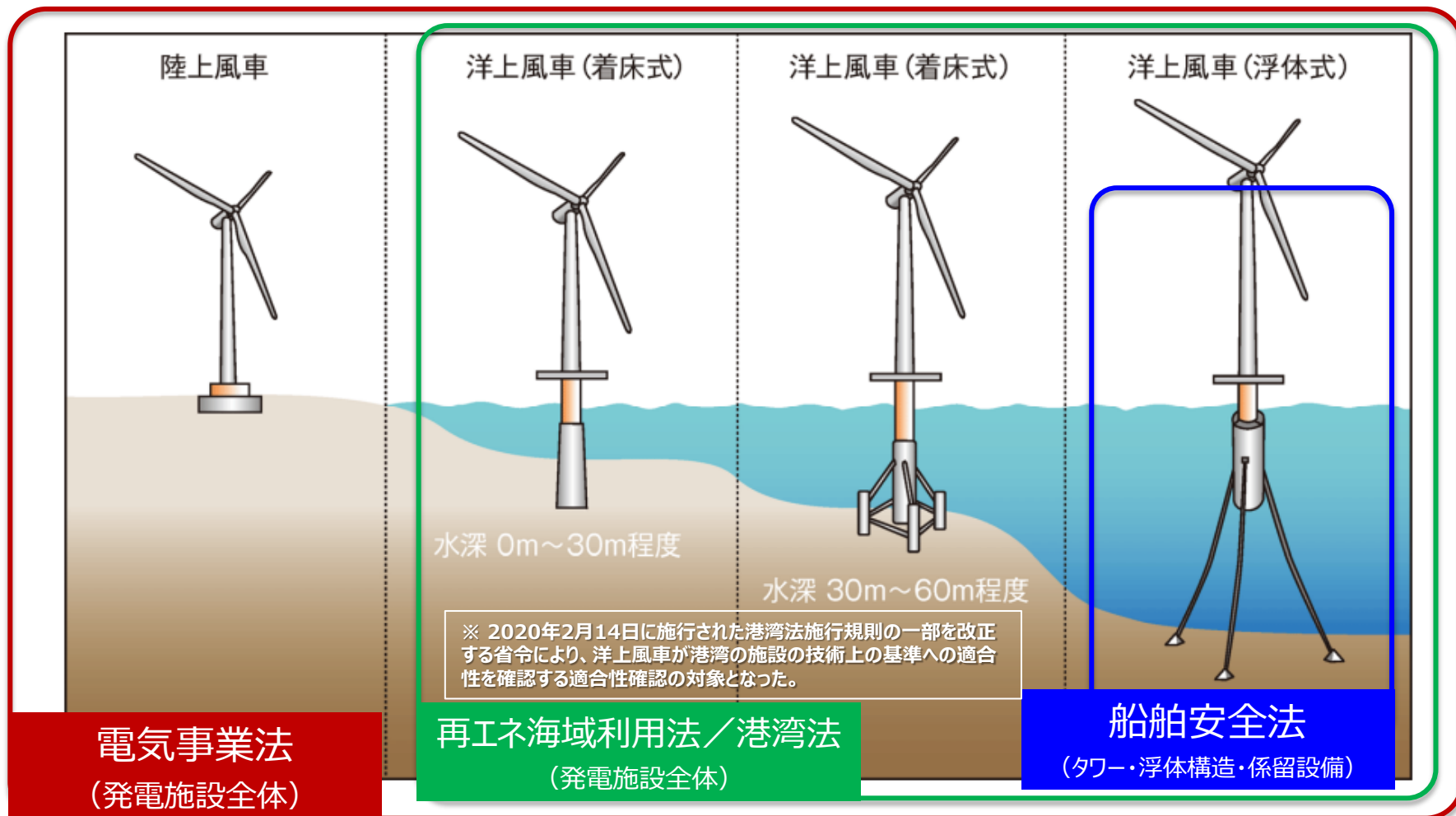
## 4. 洋上風力発電所の場合の取り扱い

## <風力発電所の安全に対する法規制の概要>

2019年7月1日 ~

風車・発電所全体：電気事業法

洋上風車（着床式・浮体式）：港湾法／浮体構造・係留（浮体式）：船舶安全法



図の出典：NEDO再生可能エネルギー白書

## 4. 洋上風力発電所の場合の取り扱い

	電気事業法(現行)	港湾法	船舶安全法
陸上風力発電所	○	×	×
洋上風力発電所 (着床式)	○	○	×
洋上風力発電所 (浮体式)	○	○	○
許認可の形式	工事計画届 【国が直接審査】 + 【登録適合性確認機関】	国土交通大臣の登録を 受けた確認機関である 沿岸技術研究センター (CDIT) による適合性確認	国土交通大臣の登録を 受けた船級協会である 日本海事協会 (ClassNK) による船級検査

NK Wind Farm 認証  
の審査結果を参照

- ClassNKは、洋上風力発電設備の支持構造物及びその付帯設備に対する共通する審査項目について、Wind Farm 認証において沿岸技術研究センター殿と合同で審査する体制をこれまで通り継続して実施します。
- この合同審査の結果については、「登録適合性確認機関」として申請を受けた際にも有効に取り扱われます。（「登録適合性確認機関」として再度の合同審査は不要となるように調整します。）

## 5. よくあるご質問 (FAQ)

【Q01】 材料の発電用風力設備に関する技術基準適合に係る性能評価の取り扱いはどうなりますか？

【A01】 経済産業省のホームページに記載の通り、従前どおりの内容で実施されます。（材料の専門家会議は廃止されておらず、今後も実施されます。）

<材料の発電用風力設備に関する技術基準適合に係る性能評価一覧>

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html#material](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/furyoku.html#material)

【Q02】これまで、陸上風力発電所の基礎について特殊設備該当項目がない場合、基礎についてWF認証は取得していませんでした。この場合、「登録適合性確認機関」に申請するにあたり、新たに基礎のWF認証を取得した方がよいのでしょうか？

【A02】「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領（20210518保局第1号）」（以下「審査実施要領」という。）が廃止されたことから、「特殊設備」/「一般設備」という区分けは存在しないこととなります。

陸上風力発電所の基礎についても、全ての場合で「登録適合性確認機関」としての確認を受ける必要がありますが、業務規程（NKRE-SP-0009）の6.2項及び6.3項に規定されているとおり、「登録適合性確認機関」に申請する場合は、附属書Bに規定する申請図書の一式が全て整っている必要があります。（基礎だけ切り分けて申請することは不可）

風車・タワーはWF認証を取得しているが、基礎についてはWF認証を取得していない場合、「登録適合性確認機関」としての風車・タワーの処理期間は、NKRE-SP-0009の6.9項に規定される1か月となりますが、基礎についてはNKRE-SP-0009の6.8項に規定される4か月となります。

これらの状況を踏まえますと、基礎についても「登録適合性確認機関」に対する申請を行う前にWF認証を取得していた方が、スケジュールの観点から効率的ではないかと考えられます。なお、基礎に係る審査内容、審査手法及び審査手数料については、「登録適合性確認機関」による確認とWF認証で相違はないとお考えいただいて差し支えありません。